

の起つを待ち合せたるの状態と云ふことを得べし、殊に川崎三菱兩社の膨大なる而して其各職工全部を動かすべき主動力のなかりし場合として、各部の代表者は己れの代表する部属の職工を納得せしむべく、各要求し各交渉することを必要とせしなるべし

此経過及び経過の所産に對して批難するものの説に二段あり。此くの如く住吉日を曠しうすることは戦機を逸するの結果に到達すべし。各部を一齊に立たしむる可能力の存しながら、争議の發展に就て何等の決心を有せざるため、只狀勢に任せたるを覆ふべからず。即ち各部を一齊に起たしめ、聯合要求を爲すことが、神戸争議團幹部の當然採るべき態度にして、日を曠うしたるため當初好意の中立を維持したる警察をやがて争議團壓迫に代らしめたるのみか、勝敗を一舉に決するの労働者の熱を失はしめたり。決心なき幹部を許すべからずとするが批難の一段なり。

川崎に於て要求拒絶の意志の明かとなるや、策に三あり。一事は一舉に決するは其一なり、労働者を纏めて工場に労働に従事せしめ徐に松方社長の歸朝を待たしむるは二なり、松方社長歸朝まで罷業を繼續するは三なり。其決心は當初よりなからざるべからざるものなるに、暢然として交渉に日を費し、やがて現行法規及爲政意識の下に於て夢相的なる工場管理の策に出でたるが如き拙の拙なるものなりと、是批難の二段にして、ともに住吉交渉に日を費したる神戸争議團幹部の心意に對する批難なるが如し

批難の當否は知らず。されど相次で起てる各部を順次に交渉せしめ各部を満足せしめたる策戦には(一)神戸争議が争議團最高幹部に依りて企てられたる争議に非りしこと、即ち幹部ありての争議にあらずして、争議ありての幹部なりしこと、(二)労働者が自ら立ち、自己の争議の意義を知了することに依りての結束力の増大、(三)事を好まざるをざるを明にし市民の同情を得る等の諸點を或は説明し或はかち得たるが如し。

之を要約すれば争議に無理なきを期すること、及市民の同情を失はずとする幹部の方針が、かくの如く交渉を永引かせたる原因をなしたりと見るを得ると共に、一方に於て争議の發展に關する決心のなかりしことも亦否み難きか如し。

## 六、官憲の取締方針變更及軍隊出動

争議勃發以來殆んど傍觀的態度を持し、絶對不干涉主義を標榜せる警察部當局は、川崎造船所職工が工場管理案を決議するに至れるを見て十三日以来種々取締方針に關して協議する處ありしが、其の結果は工場管理を以て形勢悪化と認め従來の消極的態度を捨て急に強硬なる積極的方針に出づる事となり、一切の示威運動を禁止し労働歌の高唱を差止め且つ集合の場所の如きも職工側連絡上の必要を認めて大倉山、會下山の二箇所を許し夫れ以外に於て絶對に許可せず、宣傳の貼紙の如きも單に演説